丹波市スポーツ推進計画

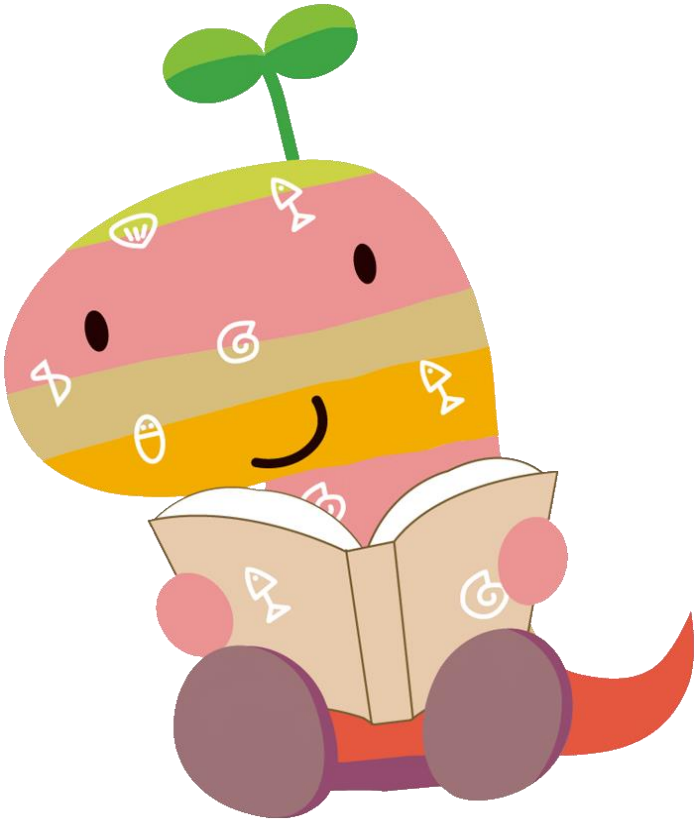

平成 27 年 12 月

丹波市

はじめに

～丹波市スポーツ推進計画の策定にあたって～

合併から１０年が経過し、平成２７年度から新たな丹波市のスポーツ推進の方向性を示す『丹波市スポーツ推進計画』がスタートします。

本計画づくりでは、各専門分野から１２名、公募委員３名で構成した『丹波市スポーツ推進審議会』の委員の皆様において、平成２１年度に策定した丹波市スポーツ振興基本計画におけるこれまでの取り組みの検証と、平成２３年８月の法改正により制定された『スポーツ基本法（平成23年法律第78号）』をもとに、大変熱心な審議をしていただきました。

今回策定いたしました『丹波市スポーツ推進計画』は、これまでの丹波市のスポーツ推進の方向性を示してきた『丹波市スポーツ振興基本計画』を継承しつつも、平成２７年４月に策定した『丹波市生涯学習基本計画』に基づく「たんばに広げる　まなびの輪」～豊かな資源を生かした生涯学習環境づくり～の基本理念を取り入れています。

生涯学習の一環として市民一人ひとりが生涯に渡りスポーツを楽しむことをめざした「スポーツを通じた人づくり　まちづくり～いつでも・だれでも・いつまでも生き活き丹波をめざし～」の基本理念を丹波市独自の循環型スポーツ推進体系により示しています。

また、２０２０年東京オリンピック・パラリンピック、関西ワールドマスターズゲームズ２０２１の開催は、市民のスポーツに対する関心が高まる好機でもあることから、この好機を活かしスポーツによる市民の皆様の健康づくりを推進し『健康寿命日本一』の実現に向けて取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました丹波市スポーツ推進審議会の皆様をはじめ、計画策定にご指導をいただいたアドバイザー、パブリックコメントでご意見をお寄せいただきました方々に心からお礼申しあげます。

平成２７年１２月

丹波市長　辻　重五郎

― 目次 ―

序章　計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨と位置づけ…… 1
2. 計画の構成 …… 2
3. 計画の期間 …… 3

第 1 章　計画策定の背景

1. 近年の社会経済潮流…… 4
2. 国、県におけるスポーツ関連施策の動き…… 7
3. 丹波市におけるスポーツ関連施策の動き…… 8

第 2 章　丹波市のスポーツの現状と課題

1. 市民のスポーツの実施状況と課題…… 11
2. 主なスポーツ組織の現状と課題…… 16
3. スポーツ施設の現状…… 18

第 3 章　丹波市のスポーツ推進の目標

1. 計画の目的 …… 22
2. 基本理念 …… 23
3. 基本目標 …… 23
4. 計画の数値目標 …… 24

第 4 章　丹波市のスポーツ推進の基本的方向

1. スポーツ推進の基本的方向…… 25
2. スポーツ環境の充実に向けた基本施策…… 25
3. スポーツ推進施策の体系…… 28

第 5 章　計画の推進方策

1. 推進体制づくり …… 35
2. 市民の理解と参加の推進…… 35
3. 本計画に基づく施策・事業の立案・遂行…… 35
4. 本計画の推進状況の検証と計画の見直し…… 36

参考資料

1. 丹波市スポーツ推進計画策定経過…… 37
2. 丹波市スポーツ推進審議会条例…… 38
3. 丹波市スポーツ推進審議会委員名簿…… 40
4. 諮問…… 41
5. 答申…… 42

序章　計画の基本的事項

1.　計画策定の趣旨と位置づけ

スポーツは、人間に身体的・精神的に大きな影響を与える文化の一つで、人生をより豊かで充実したものにするものです。スポーツを行うことによって得られる爽快感、達成感、他者との連帯感などは、スポーツを行った瞬間だけでなく、広く日常生活においても精神的な充足をもたらします。スポーツで体を動かすことは、喜びや楽しみなどの満足感をもたらし、明日への活力を生むなど心身の発達や健康なライフスタイルを形成するうえで、必要不可欠な要素となっています。

丹波市では、平成 22 年 2 月に「丹波市スポーツ振興基本計画」を策定し、「スポーツを通じた人づくり　まちづくり～いつでも・だれでも・いつまでも生き活き丹波をめざし～」を基本理念として、スポーツ振興の取り組みを進めてきました。

一方、近年、少子高齢化や情報化の進展、地域社会の空洞化や人間関係の希薄化が進んだほか、国際的な協力・交流が活発になるなど、我が国を取り巻く社会環境や価値観は急激に変化しています。

また、スポーツ界においては、ガバナンスの向上やドーピング防止、スポーツ界の透明性、公平性・公正性に対する要請の高まり、ユニバーサル化による障がい者スポーツの発展への期待など、大きな環境変化が生じています。

このような我が国の社会の現状や国際的な環境変化を踏まえ、スポーツ界における新たな課題に対応するため、「スポーツ振興法」が 50 年ぶりに全面改正され、新たに「スポーツ基本法」が制定されました。スポーツ基本法では、スポーツを通じて豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとし、スポーツが、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上など、国民生活において多面にわたる役割を担うことを明らかにしています。

このスポーツ基本法に基づき、国はスポーツ推進の具体的な方向性を示す「スポーツ基本計画」を策定し、兵庫県においても「兵庫県スポーツ推進計画」を策定しました。

このような状況から、丹波市においても平成 22 年 2 月に策定した「丹波市スポーツ振興基本計画」を見直して、新たに「丹波市スポーツ推進計画」を策定し丹波市の新しいスポーツ社会の実現とスポーツ推進の方向性を示すこととしました。

また、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック、その翌年には関西ワールドマスターズゲームズ 2021 の開催が決定しており、こうした契機を活かし、市民の競技スポーツから生涯スポーツ並びにユニバーサルスポーツに至るまで、市民のスポーツへの関心を一層高めて新しい地域スポーツ社会とより良い社会の形成をめざします。

2.　計画の構成

本計画の構成は次のようになっています。

序章：計画の基本的事項

第 1 章：計画策定の背景

第 2 章：丹波市のスポーツの現状と課題

第 3 章：丹波市のスポーツ推進の目標

第 4 章：丹波市のスポーツ推進の基本的方向

第 5 章：計画の推進方策

序章では計画策定の趣旨と位置づけ、計画の構成、計画の期間について述べています。第 1 章では計画策定の背景となる近年の社会経済の潮流について述べています。第 2 章では丹波市におけるスポーツ分野とそれを取り巻く環境の現状、ならびに課題について検証しています。第 3 章では計画の根幹を成す基本理念と基本目標を記しています。第 4 章では基本目標の達成に向けた施策展開の前提となるスポーツ推進の基本的方向について述べています。そして、第 5 章では本計画に基づくスポーツ推進の方策を示しています。

【計画のフロー図】

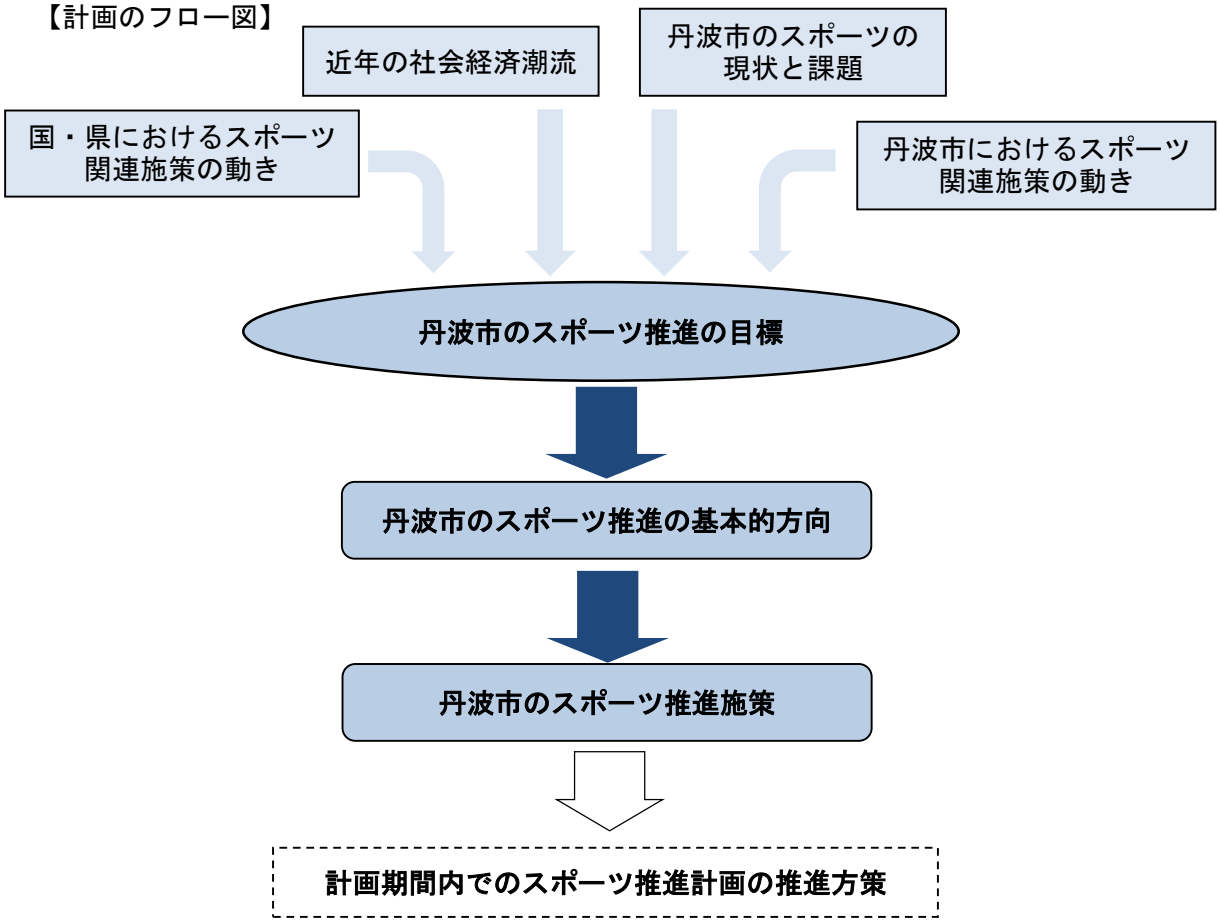

3.　計画の期間

丹波市スポーツ推進計画の計画期間は、平成 27 年度より平成 36 年度までの 10 年間とします。

計画期間：平成 27 年度より平成 36 年度までの 10 年間

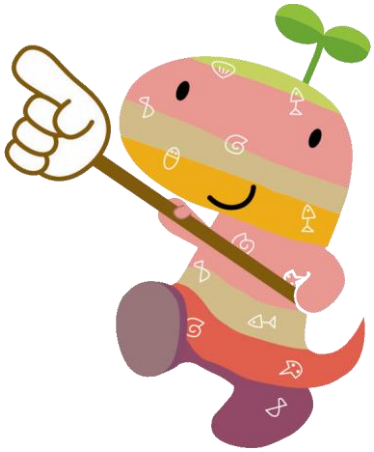

第１章　計画策定の背景

1.　近年の社会経済潮流

(1) 少子高齢化の一層の進行

少子高齢社会が到来しました。平均寿命の伸びと出生率の低下などにより、日本の人口構成は、平成 12 年では 65 歳以上の高齢者の割合がおよそ 6 人に 1 人(17.4%)となりました。また、すでに人口減少に転じています。少子高齢化の動きは、出生率の劇的な回復や移民受け入れ措置の緩和などがない限り、今後も進むと考えられており、平成 72 年の日本ではおよそ 3 人に 1 人(39.9%)が高齢者という、世界一の高齢社会を迎えるという予測もあります。

本市でも少子高齢化は進み、人口は減少へ転じています。平成 16 年 11 月 1 日に氷上郡 6 町が合併し誕生した本市の人口は、平成 17 年の国勢調査では 70,810 人で、平成 12 年の国勢調査時点と比べても約 2,000 人減少しています。また、人口推計では平成 37 年度には約 58,000 人まで減少するとの予測もあります。高齢化率(総人口に占める 65 歳以上の割合)を見ても、平成 22 年の国勢調査では 28.8%となっており、すでに 4 人に 1 人が高齢者となっています。さらに、同年の国勢調査では本市の生産年齢(15 歳～64 歳)人口は 57.3%で、全国平均(63.8%)や兵庫県平均(63.3%)と比較しても低い状況となっています。

本市の少子高齢化は人口減少と並行して、今後一層進行していくことが考えられます。

(2) ライフスタイルの多様化

高度経済成長期を通じた生活利便性の向上や労働環境の改善、人口の流動化や核家族化など様々な要因があいまって、人々のライフスタイルは都市や地方を問わず多様化してきました。暮らし方や働き方、家族の持ち方、余暇の過ごし方など、社会として一括りに表現することがむずかしいほど、個々のライフスタイルのあり方は変化に富んでいます。

ライフスタイルの多様化は経済環境の成熟度や社会の自由度を表すと言われたり、地域や家族内での因習など人々を束縛していたものが、次第に取り払われてきたことを示していると指摘されたりする場合もあります。

その一方、深夜まで起きているいわゆる夜型生活への移行、朝食を抜いたりする食習慣の悪化、部屋にこもってテレビやインターネットにふける時間の増加など、そのままでは健康を蝕みかねないライフスタイルも見られはじめ、警鐘が鳴らされるようになってきました。

一人ひとりの生き方やあり方は尊重しつつも、健康であり続けるため、そして互いに集まり、社会を構成していくため、ライフスタイルの見直しも求められるでしょう。

(3) 地域コミュニティの希薄化、再生への動き

地方から都心への人口移動に加え、三世代同居の減少や高齢者の単身世帯の増加により、家族や地域社会が伝統的に有していた世代間交流や自治会など地域社会の持つ自治的機能が弱体化し、人々の意識の変化と相まって、地域社会における人々のつながりが希薄化する傾向が進みました。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、未曾有の被害がもたらされ、多くの人命が奪われました。また、多くの地域が壊滅的な被害を受けたことにより、地域の復旧・復興、生活再建が大きな課題となっています。このような状況のなかで、地域での支え合いや地域コミュニティのあり方を見直そうとする動きが出てきています。

また、丹波市は、平成 26 年 8 月 16 日発生の豪雨により、きわめて大きな被害を受けました。復興に向けて活動を進めるなか、心をつなぐことから復興を進めていこうという想いから「心　つなぐ」という復興の合言葉が決定しました。

地域コミュニティのあり方、人と人とのつながりのあり方を見直そうという動きのあるなか、人のつながりをできるかぎり気軽に再構築していく場や機会の提供も大切であり、スポーツがその一翼を担うことが期待されます。地域の人々が交流することで、新しい人間関係を築き、地域の活力を醸成し、地域コミュニティの再生につなげていくことが求められます。

(4) 社会におけるストレスの増大

社会の変化によって因習や古い価値観などに伴うストレスは減少してきましたが、ストレスを生じさせる新たな要因が増えつつあります。多様な他者と出会う機会が少なくなることで、他者との出会いやコミュニケーションにストレスを感じる人が増えてきました。

ＩＴ産業の発達に伴う情報化の進展は、他者との遠近や親疎に関わりなく手軽にコミュニケーションがとれる機会を広げましたが、ＳＮＳへの書き込みなどがもとになったトラブルも増大しています。

現代社会は生活における利便性が向上し、個人の自由が広がったと言われる反面、暮らしの場、学びの場、勤労の場、そして趣味の場などあらゆる場面でストレスの原因となる事象が潜んでいます。

また、近年はハラスメントが社会問題化しており、スポーツにおいても、スポーツ指導におけるパワーハラスメントや体罰が問題視されているほか、仲間同士でのコミュニケーションに伴うトラブルなど、様々なストレス要因が指摘されています。

スポーツの推進による心身の健康増進を考えていくうえで、スポーツの場でのストレ

ス要因の改善は重要であり、スポーツがだれにとってもストレスの緩和につながるような場づくりが広く求められます。

(5) 健康不安の増大

近年の医療技術の進歩や医療施設の整備、健康保険制度の導入などが進み、日本人の健康面は改善の一途をたどってきました。だれもが健康への不安を感じることなく暮らせる社会は、世界でも有数の長寿国家を作り上げてきました。しかし、その健康への安心感が近年大きく揺らぎはじめています。

その背景の一つには医療・保険制度の問題があります。日本の健康保険制度は先進資本主義国のなかでも優良なシステムを誇ってきましたが、人口の伸びや経済成長の右肩上がりが続くことを前提としてきたこと、そして支出・資金管理上の問題が明るみにでたことなどにより、信頼は薄れ、制度全体の見直しが急務となっています。また、いわゆる医師不足や病院経営の破綻などによって医療制度の土台も揺れてきました。

さらに、海外渡航の増加に伴い新たな疾病が拡散する可能性の増大や、ライフスタイルの多様化など社会の成熟化に起因する生活習慣病の進行など、国内外とのつながりや社会の豊かさが増すことによって、健康不安も増すという悪循環に落ちつつあります。

だれもが健康に暮らせる社会をめざすうえで、個々の原因を解決しながら、多くの人々の心の中に漠然と広がる健康不安を取りのぞいていくことも課題となっています。

(6) 経済環境や行財政環境の停滞と悪化、復調への期待

第二次世界大戦終結後、日本は戦後復興から高度経済成長へと邁進してきました。その結果、日本は先進国の仲間入りを果たしただけでなく、国際社会において重要な役割を担うまでになりました。また人々の暮らしも物質的には豊かになってきました。

高度経済成長は 1970 年代はじめのオイルショックや通貨の変動相場制移行などを経て、安定成長に移り、1990 年頃のバブル経済とその崩壊などを機に停滞期に入ったと見られています。こうした経済動向は私たちの社会やスポーツ環境へも大きな影響を与えてきました。

経済成長の衰えは企業の余力を奪い、税収や金利の低下などを招き、行財政環境の悪化も引き起こしました。それによって行政による健康・スポーツ分野への予算配分の縮小、健康・スポーツに関する施設整備や施策の整理統合へとつながってきました。

しかし、現在、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックや、関西ワールドマスターズゲームズ 2021 の開催が決定したことによるスポーツインフラ整備やスポーツ産業を取りまく経済の発展、海外とのスポーツを通じた交流が、大きな経済効果につながることに期待が広がっています。

(7) 分野を超えた相互的、総合的な動きの広がり

人口も伸び、経済成長も続いた高度経済成長期では、行政施策や民間事業、市民活動など社会での様々な動きは小さな地域、それぞれの分野ごとに分かれて、構想・計画が立案され、遂行されてきました。例えばスポーツはスポーツ、教育は教育、健康は健康というそれぞれの分野や関係者が中心となって考え、実行されてきました。

高度経済成長が支える右肩上がりの時代では、それによって生じる食い違いや失敗もすぐに補うことができましたが、人口の伸びも経済成長も停滞している現代では、社会のなかの小さな世界ごとの食い違いや失敗を補い、回復する力が弱まってきました。

また、社会に生じる様々な課題は多様な要因が絡み合い、背景は深遠となるなど複雑化の一途をたどっています。

そうした流れに対して、分野や地域などの枠組みを超えて、人智を結集しながら対応を考え遂行しようという手法が重視されはじめました。

実際にスポーツによる取り組みは広がりを見せており、例えば、東京や大阪、神戸などで開催される大規模マラソン大会は、スポーツと観光を融合した一大イベントとして開催され、海外や日本全国から集まるランナーやランナーを応援する人々でにぎわっています。また、女子サッカーやプロ野球独立リーグなどのプロスポーツチームを誘致し、その土地の観光資源とスポーツを融合したまちづくり“スポーツツーリズム”も進められています。

2. 国、県におけるスポーツ関連施策の動き

(1) 国のスポーツ関連施策

スポーツ活動を通じた健康づくりに対する国民意識の高まりを受けて、平成 12 年に文部省(現文部科学省)は、スポーツ振興法に基づき「スポーツ振興基本計画」を策定しました。

平成 23 年には、社会情勢の変化を受けてスポーツ振興法が全面改正され、「スポーツ基本法」が制定されました。そして、これに基づき「スポーツ基本計画」が策定されました。

スポーツ基本計画は、平成 24 年度から 10 年程度を見通したスポーツ推進の基本方針を示し、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となって施策を推進するための指針です。

厚生労働省は、国民の生活習慣病の予防を目的とし、その大きな要因である生活習慣を改善する運動として「健康日本 21」運動を打ち出しました。平成 14 年に策定された「健康増進法」により、都道府県・市町村においても策定が要請されています。この健康増進法に基づき策定された「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」が全面改正されたことにより、平成 25 年度から「健康日本 21（第 2 次)」が始まっています。

国土交通省では、平成 23 年度に「スポーツツーリズム推進基本方針」　～スポーツで旅を楽しむ国・ニッポン～を策定し「スポーツ立国戦略」と強調したスポーツ振興に加え、健康増進、産業振興などへの幅広い経済効果とスポーツを活用した観光まちづくりを進めています。

また、文部科学省では、平成 27 年 10 月にスポーツ行政の新たな司令塔として「スポーツ庁」を創設することが決定し、東京五輪に向けた選手強化や施設整備、国民の健康づくりなどを一元的に進めることとしています。

(2) 兵庫県のスポーツ関連施策

兵庫県は、国の「スポーツ振興基本計画」に基づき、平成 13 年 3 月に「兵庫県生涯スポーツ振興計画」を策定しました。

平成 23 年のスポーツ基本法の改正によって、兵庫県でも新たに「兵庫県スポーツ推進計画」が策定され、平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間の計画として定められました。同計画は、全ての県民が各々の興味・関心、適正などに応じて、様々な形態（する、みる、ささえる）でスポーツに積極的に参画できる環境の実現をめざし、スポーツ施策の具体的な方向性を示しています。

3.　丹波市におけるスポーツ関連施策の動き

(1)「丹波市スポーツ振興基本計画」と丹波市スポーツ推進計画の位置づけ

丹波市では、スポーツ振興法（昭和 36 年法律第 141 号）に基づき、平成 22 年度より平成 31 年度までの 10 年間を計画年度として、「丹波市スポーツ振興基本計画」を策定しスポーツ推進を図っています。

平成 23 年にスポーツ振興法がスポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）へ全部改正されたことと「丹波市スポーツ振興基本計画」の策定から 5 ヶ年が経過したことから、同計画の取り組みの検証と社会動向の変化を踏まえ、スポーツ基本法に基づく「丹波市スポーツ推進計画」（以下「スポーツ推進計画」または「本計画」という。）を策定し、丹波市のスポーツ推進の方向性を示します。

(2)「丹波市総合計画」とスポーツ推進計画の位置づけ

丹波市においては、合併による本市誕生以降、施策の重要な柱の一つに健康・スポーツ分野を位置づけ、施策展開を図ってきました。

平成 27 年に、平成 36 年度までの 10 年間におけるまちづくり施策として、「第 2 次丹波市総合計画」を策定しました。同計画では「まちづくりの目標」として、6 つの目標が設定されており、このうち、スポーツ推進計画に関連する施策を含むものとして、以下の

2 つの「目標」が位置づけられています。

○「みんなで支え、育む生涯健康のまち」
○「ふるさとに愛着と誇りをもった人づくりのまち」

「みんなで支え、育む生涯健康のまち」では、ライフステージに合わせた健康生活習慣をつくることを目標に健康づくりの支援や健診などの充実、保健センターの充実、高齢者の生きがいづくりの場の形成や健康で暮らせる体制づくりなどの施策を掲げています。

「ふるさとに愛着と誇りをもった人づくりのまち」では、豊かなこころと健やかな身体づくりの推進と生涯学習の支援、生涯学習施設の管理、スポーツの振興などの施策を掲げています。

(3)「健康たんば 21」プランとスポーツ推進計画の位置づけ

平成 18 年に、健康増進・体力向上に対する様々な施策を展開し、市民の健康を「つくる」ことを目標とした「健康たんば 21」を策定しました。

この「健康たんば 21」を平成 22 年に改訂し、これまでの健康づくりの重点 4 分野（栄養・食生活、身体活動・運動、こころの健康、タバコ）対策に、『健康診査・健康管理』を新たに加え、健康寿命の延伸をめざし、地域・関係機関・行政の取り組み具体策とライフステージ別の目標を定め、市民、地域、行政が一体となって健康寿命日本一の実現に向けて取り組みを進めています。また、平成 24 年からは「睡眠」に着目した「ぐっすり・すやすや運動」を重点 5 分野全体に関わる基本的な健康づくり運動として推進しました。平成 27 年の改訂においては、この「ぐっすり・すやすや運動」を機軸に、自分自身の健康に加えて周囲の人の健康も守れる市民を増やすとともに、みんなで支え合う地域づくりの推進に向けて現在検討しています。

(4)「丹波市教育振興基本計画（たんばの教育元気プラン）」とスポーツ推進計画の位置づけ

丹波市教育委員会では、平成 19 年度から、「たんば学びのルネッサンス～人・自然・命～」を掲げ、丹波の人や地域、豊かな自然の活用や家庭教育の復活・充実に取り組んできました。

平成 22 年には、「たんばの教育元気プラン～丹波市教育振興基本計画～」を策定し、丹波市の教育の基本理念と施策の基本的方向を示し、「丹波市総合計画」が掲げる「明日を拓く豊かな心と創造力をはぐくむ教育文化のまちづくり」を展開してきました。

平成 27 年度からは後期基本計画が始まり、そのなかで、体育の授業や運動部活動に関する方向性を示しています。

(5)「丹波市生涯学習基本計画」とスポーツ推進計画の位置づけ

丹波市生涯学習基本計画では、市民が主体的に学び、学んだ成果をまちづくりの実践に生かし、実践の中から生じた新たな課題へと挑戦する“知識循環型生涯学習”のあり方や施策を策定しています。

そのなかで、「まなび人を増やそう」「まなび力を育てよう」「まなび里をつくろう」という３つの基本目標を掲げ、その施策として、スポーツ推進計画に関連する施策を含むものとして、ライフステージや個性に配慮した学習プログラムを用意し、スポーツや文化・芸術など、多様なニーズに応じた学びの機会を提供すること、公共のスポーツ施設をはじめ、文化ホールや図書館など、市民の多様なニーズに答える学びの場づくりに努めること、学びによる交流の支援や指導者やリーダーの育成、地域資源を活かした学びの機会の提供などを掲げています。

第 2 章　丹波市のスポーツの現状と課題

1.　市民のスポーツの実施状況と課題

丹波市では、平成 27 年 1 月に「丹波市スポーツ推進計画アンケート調査」を実施しました。その結果から丹波市民のスポーツ・運動の実施状況や課題を分析しました。

-アンケート実施概要-

●調査の対象　　：丹波市に在住の 20 歳以上の男女 2,000 人（無作為抽出）
●調査方法　　：郵送による配布・回収
●調査期間　　：平成 27 年 1 月 9 日発送、1 月 30 日締切
●配布・回収状況　：配布数 2,000、回収数・集計数 903、回収率 45.2%
●留意点：
・回答比率は、少数第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100.0%にならない場合があります。
　また、複数回答の設問についても、回答比率の合計が 100.0%を超える場合があります。
・図表中の N とは、回答者総数（または該当設問での該当者数）を表しています。
・設問指示に従わない回答（例：単一回答で複数の選択肢を回答）は、集計から除外しています。

(1) 市民のスポーツ実施状況

（ア）約 4 割の人が、スポーツ・運動を行っています

1 年間に「週 1 日以上のスポーツ・運動を行った人」の割合は、37.5%です。

年代別では、70 代が 56.2%、80 代が 47.5%、60 代は 40.6%と、60 代以上のスポーツ・運動実施率は 4 割となっていました。他の年代は 20 代の 30.9%を除き、3 割を下回っています。

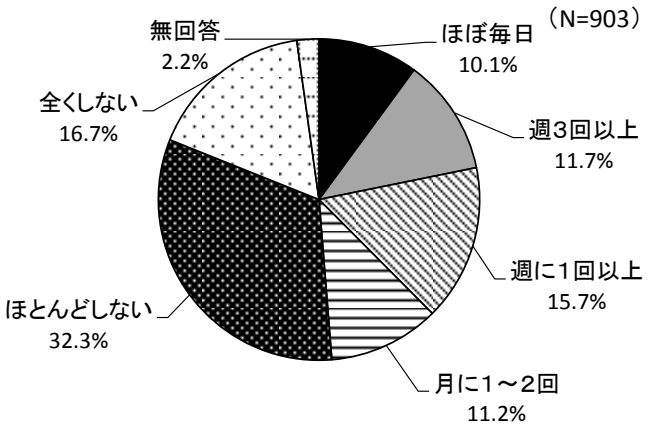

スポーツ・運動の実施頻度

（イ）ウォーキングが最も盛んです

現在行っているスポーツ・運動として最も盛んなのは「ウォーキング」で 56.6%となっています。「グラウンド・ゴルフ」が 15.6%、ランニングが 13.0%と続いています。

総体的に個人で行うことができる種目が、団体や施設を利用した種目より盛んであることが読み取れます。

順位	種目
1位	ウォーキング　（56.6%）
2位	グラウンド・ゴルフ　（15.6%）
3位	ランニング　（13.0%）
4位	ラジオ体操　（7.1%）
5位	ゴルフ　（6.2%）

行っているスポーツ・運動

（ウ）健康志向からスポーツ・運動を行っています

スポーツ・運動を行う目的として、「健康・体力づくりのため」が 77.0%で最も多くなっています。次に「運動不足を感じているから」が 47.5%と続いており、健康志向が高いことがうかがえます。「楽しみ・気晴らしのため」（47.2%）、「友人・仲間との交流のため」（35.4%）も挙げられています。

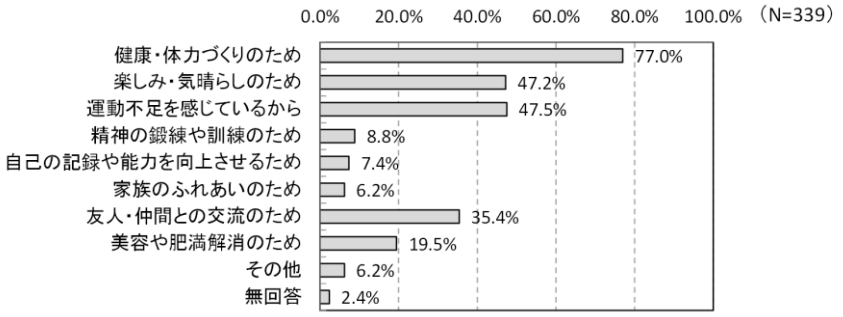

スポーツ・運動を行う目的

（エ）「週１日以上のスポーツ・運動を行った人」のうちの半数以上は、スポーツ団体に加入していません

「週１日以上のスポーツ・運動を行った人」の 54.9%は、加入しているスポーツ団体は「特になし」と回答しています。

その理由として、「団体に加入する必要がないから」（39.2%）が最も多く、特に 60 代以上の年齢層で多く選択されています。次に、「時間が合わないから」（34.9%）が多く、これは 50 代以下で最も多く選択されています。その他は、「一人の方が自分のペースでできる」こと、「体力的についていけない」ことなどが挙げられています。

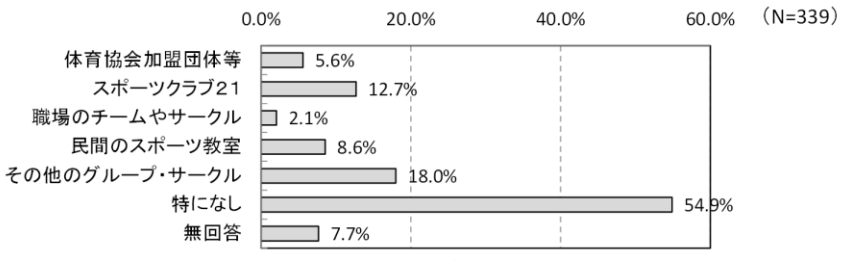

加入しているスポーツ団体

（オ）今後もスポーツ・運動を「したくない・できない」人が過半数となっています

現在スポーツ・運動を「不定期に行っている、あるいはしていない人」の 51.7%が、今後もスポーツ・運動を「したくない・できない」と回答しています。

年代別にみると、50 代以下の年齢層は「したい」の方が多くなっていますが、60 代以上では「したくない・できない」の方が多くなっています。

「したくない・できない」理由として、病気や体力、年齢などからだの問題や、時間がないということが多く挙げられています。

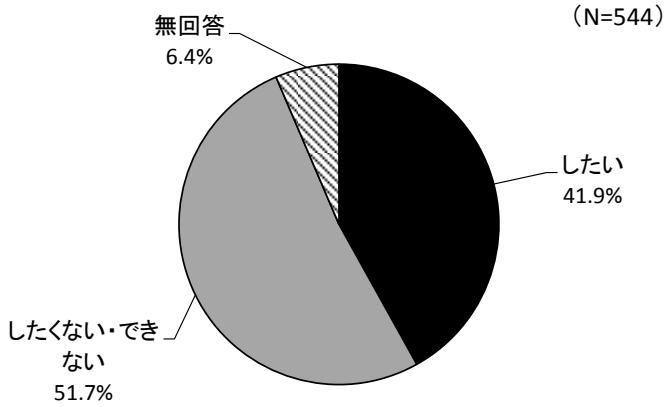

今後スポーツ・運動をしたいか

（カ）今後行ってみたいスポーツ・運動としても、ウォーキングが人気です

今後行ってみたいスポーツ・運動については、「ウォーキング」（26.3%）が最も人気がありました。2 番目に人気があるのはテニス（15.4%）です。

順位	種目
1位	ウォーキング　（26.3%）
2位	テニス　（15.4%）
3位	ヨガ　（13.2%）
4位	水泳　（11.8%）
5位	グラウンドゴルフ　（10.5%）

行ってみたいスポーツ・運動

（キ）仲間とスポーツ・運動を行うことを希望しています

スポーツ・運動を行う環境の希望としては、「仲間と」が最も多く 62.3%となっています。個人で行うことができるスポーツが盛んですが、一方で仲間と行いたいという希望もうかがえます。

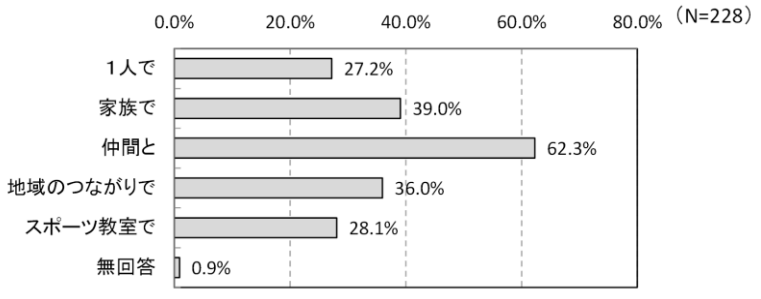

希望するスポーツ・運動を行う環境

（ク）約 7 割の人が、丹波市のスポーツイベントに「参加したことがない」と回答しています

丹波市が行うスポーツイベントに参加したことが「ない」が 68.7%であり、「ある」の 23.5%を大きく上回っています。

その理由として、「参加したいイベントではない」こと、「年齢・体力的に参加できない」こと、「仕事で時間が合わない」こと、「いつイベントを開催しているのか分からない」ことなどが挙げられています。

（ケ）スポーツイベントが十分に周知されていません

スポーツイベントを知った方法は「家族・友人・知人から聞いて」が 50.0%と最も多く「ポスター・チラシ」が 37.7%、「市広報誌・防災無線」が 34.9%と続いています。

自由意見においても、「イベント等の情報提供のあり方」についての意見が多く、「広く参加を呼びかける工夫が必要」といった意見があります。

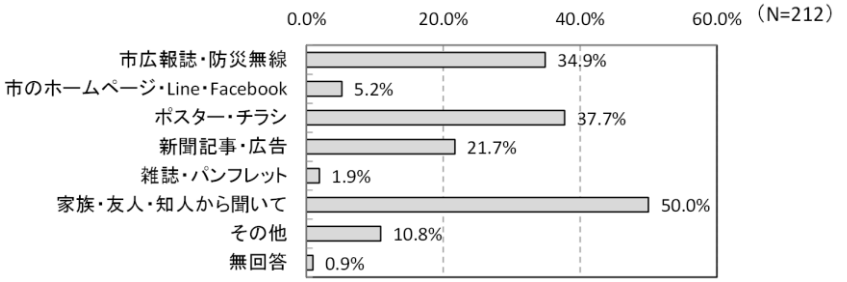

スポーツイベントを知った方法

（コ）６割を超える人が、観る・応援するスポーツに関心を持っています

スポーツを観る・応援することに「関心がある」割合は、62.3%となっています。

現状として「テレビ・ラジオ等で観戦・応援する」（82.6%）が最も多く、直接スポーツ会場などへ行って観戦・応援に行くのは少数となっています。

（サ）約９割の人が、ボランティア活動に「参加したことがない」と回答しています

スポーツイベントやスポーツ団体の運営などにボランティアとして参加したことが「ない」が 86.8%であり、「ある」の 8.0%を大きく上回っています。

参加したボランティア活動としては「イベントの運営や補助」が最も多く、54.2%となっています。

（シ）ユニバーサルスポーツに直接関わったことがある人は少数です

障がい者スポーツを含むユニバーサルスポーツを「テレビやラジオ、新聞などで、間接的に見たり、聞いたりしたことがある」が 66.1%、「全くしらない」が 20.7%であり、直接関わったことのある人は少数となっています。

（ス）子どものスポーツ活動に対する意識

「丹波市スポーツ推進計画アンケート調査」では、同居の子どもがいる人を対象に、子どものスポーツ実施状況について感じていることや、子どものスポーツ推進に関して意見を伺いました。

子どもがスポーツをすることは、運動能力や体力の向上などの身体面や、達成感を得たり、礼儀作法を学んだりするなど、精神面にとって良いことだという認識は共通して持っています。

幼少期から様々なスポーツに触れてみることが大切であり、気軽に様々なスポーツを体験し、興味を持つ機会を提供することが求められています。地域の身近な場にそういう場があるとよいという意見もあります。

学校の部活動においては、もっと活発に行ってほしいという要望がある一方で、子ども本人の負担になり部活動以外のことに影響が出てくることや、親の負担になったりすることに対する懸念もあります。

また、子どもの発達段階に応じて、適切な指導を行うことができる指導者の育成も必要という意見があります。

(2) 市民のスポーツに関する課題

週 1 回以上スポーツ・運動を行う成人の割合は 37.5%であり、特に 20 代から 50 代の実施率が低い値にあることから、いかに仕事や家庭、育児をしながら、スポーツも楽しむことができる機会をつくるかが重要であるといえます。また、年齢・体力的なことから参加に消極的な人たちが多く、体力の優劣に関わらず誰でもできるスポーツを企画することも求められています。例えば、個人や少人数で、どこでも気軽にでき、市民からも人気が高かった「ウォーキング」や「ジョギング」、市民の関心が比較的高かった、観る・応援するスポーツを入り口とし、まずスポーツに触れてもらうことから始めることが方法の一つであるといえます。

ボランティア活動をはじめとして、地域のスポーツを支えることや指導者となることには消極的であることから、今後のスポーツ活動を支え、引っ張っていくような人材を増やすことが必要であるといえます。

子どものスポーツ推進に関しては、スポーツに対する子どもの興味が二極化している状況にあるなか、発達段階に応じた適切な指導とともに、体を動かすことの楽しさを伝えることが必要です。

スポーツイベントなど、スポーツの取り組みが十分伝わっていない状況にあるため、現状よりもっと多くの人たちに周知するとともに、興味を持ってもらえるような情報提供が大きな課題といえます。

2.　主なスポーツ組織の現状と課題

(1) 主なスポーツ組織の現状

①体育協会

体育協会は、合併後、旧氷上郡社会体育協議会が発展的に解消され、平成 17 年 5 月に設立されました。現在 23 競技団体が加盟され（291 チーム、6,117 人）、各種目団体で構成されています。

市民の心身の健全な発達と体力・競技力の向上をめざして、それぞれ種目団体ごとの活動に加え、広く市民に参加を呼びかけて市民スポーツ大会と教室、そして指導者研修会を開催しています。

平成 22 年度から 26 年度までの 5 ヵ年をみますと、登録会員数は減少傾向にあります。

登録者数の推移

年度	H22	H23	H24	H25	H26
構成員数	6,889 人	6,682 人	6,603 人	6,730 人	6,117 人

②少年少女スポーツ団体連絡協議会

少年少女スポーツ団体は、体育協会の傘下団体として、野球、剣道、柔道、バレーボール、卓球、バスケットボール、サッカー、空手など 8 種目 66 団体、1,148 名が活動しています。

会員数の現状　（H26 年度末）

種目	野球	剣道	柔道	ﾊﾞﾚｰ	卓球	ﾊﾞｽｹ	ｻｯｶｰ	空手	合計
団体数	19	8	4	14	2	8	8	3	66
人数	370	63	32	136	43	221	238	45	1,148

③スポーツ推進委員会

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第 32 条に基づき組織された、市が委嘱する非常勤の職員（任期 2 年）です。スポーツ基本法の施行（平成 23 年 8 月 24 日）に伴い、「体育指導委員」が「スポーツ推進委員」に名称変更しました。現在平成 27 年 4 月時点）丹波市では 30 名のスポーツ推進委員が活動しています。

スポーツ推進委員会は、スポーツ推進におけるスポーツの実技の指導、スポーツ活動推進のための組織育成、スポーツ行事・事業への協力などの役割を担っています。

④スポーツクラブ２１

スポーツクラブ 21 は、法人県民税の超過課税を財源に、平成 12 年から 14 年にかけて兵庫県下の全市町において小学校区を基本単位に設置が進められました。丹波市域でも現在 25 校区すべて設立されています。

兵庫県下では 827 クラブがあり、そのすべてが加入する全県連絡協議会の組織を受け、市でも 25 クラブの連絡協議会が組織されています。また、地域クラブ同士の交流会をはじめ、市全域の交流会、丹波地域、全県クラブ交流会も開催されています。

多種目、多世代、技術の多様性という特色をもつ総合型スポーツクラブとして、それぞれ活動していますが、会員数は平成 24 年に増加し、16,487 人となったものの、近年は約 14,000 人で推移しています。

会員数の推移

年度	H22	H23	H24	H25	H26
会員数	14,292 人	14,186 人	16,487 人	14,091 人	14,191 人

⑤体育振興会

体育振興会は、地域によって旧町時代から該当する組織がなく、現在検討を進めている地域があります。また、組織が旧町の頃より一つの組織になっている地域、また地域単位や校区単位で活発に活動されているところなど様々です。

体育振興会の取り組みは、様々な年代の人たちが集まり、地域交流ができてよいという面もあります。

(2) 主なスポーツ組織の課題

丹波市では、体育協会、少年少女スポーツ団体連絡協議会は主に体力・競技力の向上を目的に競技スポーツの推進を図り、スポーツ推進委員会は各種スポーツの普及を図るほか、市全体のスポーツ推進に向けた取り組みを行い、スポーツクラブ 21、体育振興会は、地域単位のスポーツ推進の取り組みを行うといったように、組織ごとにそれぞれの役割で取り組みを進めてきました。

しかし、少子化の影響や、競技志向から健康志向へとシフトしている状況から、各組織の会員数は減少傾向にあるほか、地域単位での活動の活発さに差が出ており、今後、丹波市全体からみたスポーツ組織のあり方、連携調整や協働の仕組みを検討する必要性が出てきています。

3.　スポーツ施設の現状

① スポーツ施設の概要

丹波市には、現在、市所管の公共のスポーツ関連の施設が 24 施設あります。（**表 1**）

そのうち、「氷上総合グラウンド」、「青垣総合運動公園」、「春日総合運動公園」、「山南農業者等体育施設」、「スポーツピアいちじま」の 5 施設はグラウンドや体育館とテニスコートなど複数のスポーツ施設機能を持つ複合施設です。

施設種別では「体育館」と「多目的グラウンド・野球場」が 8 ヵ所ともっとも多く、次いで「テニスコート」が 6 ヵ所などとなっています。

施設の建設年次をみますと、施設種別で体育館に位置づけられる「青垣住民センター」が平成 17 年と最も新しく、次いで、平成 13 年築の「柏原住民センター」、平成 12 年築の「スポーツピアいちじま」となっています。一方、建設年次の古いものでは、昭和 52 年の「市島市民グラウンド」、昭和 53 年の「氷上住民センター」などが挙げられます。

また、市内の小学校 25 校及び中学校 7 校の体育施設（体育館・グラウンド・柔剣道場など）を、こどもの安全な遊び場の確保及び少年少女スポーツや地域スポーツの推進を図るため、小学校及び中学校の施設開放事業により施設を開放し有効活用を図っています。

②スポーツ施設の整備方針

平成 24 年度に策定した「丹波市生涯学習施設整備方針【適正配置計画】」では、現在ある生涯学習施設の有効活用を図ることを基本とし、施設群別におおむね 25 年後を見据えた将来像を描き、持続可能で適正な施設整備の姿を明らかにしています。

そのなかで、スポーツ施設を段階的に整理統合していくことになっており、現在 8 施設ある体育館は、4 施設に整理統合し、「氷上住民センター体育館」、「春日体育センター」、「山南 B&G 海洋センター(体育館)」が廃止対象となっています。また、市の中心地域に市域・広域的な総合体育館を整備する予定になっています。

現在ある野球場 3 施設、多目的グラウンド 5 施設は、野球場については「氷上総合グラウンド（野球場）」、多目的グラウンドについては「氷上総合グラウンド(多目的広場)」、「市島市民グラウンド」の計 3 施設が廃止対象となっています。

現在 6 施設あるテニスコートは、「氷上総合グラウンド（テニスコート）」、「長尾テニスコート」の 2 施設を廃止対象としています。

水泳プールは「山南 B&G 海洋センター(プール)」、「春日総合運動公園レジャープール」の 2 施設を廃止対象としています。

③丹波市生涯学習施設整備方針【適正配置計画】に基づく取り組み

平成 25 年度において、市内に 3 ヵ所あるプールの機能を集約するとともに、プールと青垣総合運動公園の有効活用と効率的な管理運営を図るため指定管理者制度を導入するよう関係条例を整備し、平成 26 年度に指定管理者の公募を行いました。

平成 27 年 4 月 1 日より、指定管理者が市民プール及び青垣総合運動公園の管理運営を行っています。

平成 27 年 3 月には、利用者数が極めて少なく廃止対象施設と位置づけている谷川パターゴルフ場を廃止しました。

④スポーツ施設使用料免除等に関する見直し

将来にわたって安定したスポーツ活動を推進するためには、施設の効率的な管理に努めることはもちろんのこと、施設の利用者にも適切に負担を分かち合っていただきながら、施設を長く大切に守っていくことが必要であることから、「丹波市生涯学習施設使用料免除等に関する見直し方針」を平成 25 年度に策定し、負担の公平性の確保と安定した施設運営を目的に施設使用料免除の取扱いを見直し、「原則全額納付」を基本としました。平成 27 年 4 月より、「丹波市生涯学習施設使用料免除等に関する見直し方針」に基づき実施しています。

⑤主な民間のスポーツ施設の概要

主な民間のスポーツ施設は、市内に 17 施設あります。（**表２**）

施設内容としては、ゴルフやテニス、ボクシングなど、種目専用のスポーツ施設が多くなっています。

表１　公共のスポーツ施設一覧

	地域名	名　称	施設内容
公共（丹波市）	柏原	柏原住民センター体育館	アリーナ、フィットネスルーム、 トレーニングマシーンルーム
		悠遊の森	野外活動施設
	氷上	氷上住民センター体育館	アリーナ
		氷上総合グラウンド	テニスコート、多目的広場、野球場
		大師の杜ホール	アリーナ、貸室
	青垣	青垣住民センター体育館	アリーナ
		青垣総合運動公園	多目的グラウンド、テニスコート、 屋根付広場、貸室
		青垣温水プール	屋内温水プール
		青垣パラグライダー練習場	パラグライダー練習場
		九の尾ふれあい広場	広場
	春日	春日総合運動公園	野球場、テニスコート、多目的グラウンド
		春日レジャープール	レジャープール
		春日体育センター	アリーナ、卓球室
	山南	山南 B&G 海洋センター(体育館)	アリーナ、貸室
		山南 B&G 海洋センタープール	屋内プール
		山南武道場	武道場
		山南農業者等体育施設	アリーナ、テニスコート
		山南中央公園	多目的グラウンド
	市島	市島市民グラウンド	多目的広場
		三ツ塚テニスコート	テニスコート
		長尾テニスコート	テニスコート
		友政グラウンドゴルフ場	グラウンドゴルフ場
		三ッ塚ふれあいセンター愛育館	アリーナ、柔剣道場、トレーニング室、貸室
		スポーツピアいちじま	野球場、全天候型多目的コート、貸室
公共（丹波市以外）	柏原	丹波の森公苑	多目的グラウンド、テニスコート
		丹波年輪の里	多目的グラウンド
	青垣	丹波少年自然の家	多目的グラウンド、野外活動施設

表２　主な民間のスポーツ施設一覧

	地域名	名　称	施設内容
民間（主な民間のスポーツ施設）	柏原	ＰＳＫピュアスポーツ柏原	屋内温水プール、屋内スケートリンク
		柏原ゴルフ練習場	ゴルフ練習場
		プラザピア柏原	ボウリング場
		丹波インドアテニスカレッジ	屋内テニスコート
	氷上	氷上スポーツセンター	ゴルフ練習場
		ヒカミスカイボウル	ボウリング場、卓球室、 バッティングセンター
		ザ・サイプレスゴルフクラブ	ゴルフ場
		ひかみカントリークラブ	ゴルフ場
		ディナモ氷上体操クラブ	スポーツ施設
		フリーズケイブボルダリングジム	ボルダリング施設
		ＴＡＭＵＲＡ　ＧＹＭ	ボクシングジム
	青垣	青垣ボクシングジム	ボクシングジム
	春日	日ヶ奥渓谷キャンプ場	野外活動施設
	山南	山南弓道場	弓道場
		しあわせの里	グラウンド・ゴルフ場
	市島	アスコ　ザ　パークＴＡＮＢＡ	サッカー場
		森のひととき	野外活動施設

第 3 章　丹波市のスポーツ推進の目標

1.　計画の目的

本計画ではスポーツの推進、普及をめざしつつ、まちづくりを進めるうえでもスポーツが広く位置づけられ、大きな役割を果たすよう、その目的として次の 5 項目を掲げます。

◆健康増進と健康寿命の延伸

本計画の遂行により、スポーツを通じた市民の健康増進を図るとともに、市民一人ひとりが健康に長寿を過ごす健康寿命の延伸を図り、「健康寿命日本一」をめざします。

◆市民生活の質的向上

スポーツを健康増進につなげていくことにより、健康な心身が基本となる生活の質的向上を図ります。

また、スポーツを楽しむ機会づくりを通じて、市民の暮らしや地域社会に時間的ゆとりを広げ、心の余裕が持てる生活環境を形成していきます。

◆次代を担う青少年の健全育成

スポーツに出会い、その楽しみを知り、仲間を得る青少年期は心身形成の大切な時期でもあります。その青少年期において、特にスポーツ環境を充実させることで、生涯においてスポーツを楽しむ素地をつくるとともに、まちの次代を担う青少年の健全育成にも資するよう図っていきます。

◆活力あるコミュニティの形成

多様なスポーツをする機会を多様な場所に配することで、だれもが参加しやすいスポーツ環境を創出し、性別や世代、居住地などの異なる他者との出会いの広がりへとつなげていきます。それにより、希薄化したつながりを再構築し、活力あるコミュニティ形成の一助となるよう図っていきます。

◆持続発展可能なまちづくりの基盤整備

「まちづくりは人づくり」とも言われますが、施設整備をいくら進めても、そこに暮らし集う人が存在しなければ、意味を成しません。スポーツを通じた健康づくり、そして楽しい生活環境づくりを進めることで、まちづくりの主役である市民がすべての世代にわたって生き活きと躍動し、まちを持続発展可能にする素地を築いていきます。

2.　基本理念

2020 年東京オリンピック・パラリンピックをはじめとする世界的なスポーツの祭典の開催を間近に、市民のスポーツへの関心が高まることやスポーツのユニバーサル化の実現に向けて、子どもから大人・高齢者まで、年齢や性別に関係なく市民がスポーツに取り組み、健康増進や健康寿命の延伸、市民生活の質的向上、青少年の健全育成を叶え、その先にスポーツを通じた新たな丹波市の魅力づくりをめざします。

スポーツを通じた人づくり　まちづくり
～いつでも･だれでも･いつまでも生き活き丹波をめざし～

3.　基本目標

本計画では、スポーツに対する関心を高めるほか、スポーツをする機会やスポーツ団体についての情報発信をすることで、「楽しくスポーツをする人を増やす」こと、スポーツをする人や団体を繋げ、指導者を養成し、スポーツに限らずリーダーとなるような人の育成に繋げる「多様なスポーツ力を育てる」こと、スポーツを通して地域の魅力を見つけ、まちの活性化に繋げるなど「新しい地域スポーツ社会をつくる」ことの 3 つをスポーツ推進の目標とし、これらが互いに連動しながら好循環を生み出していくことをめざします。

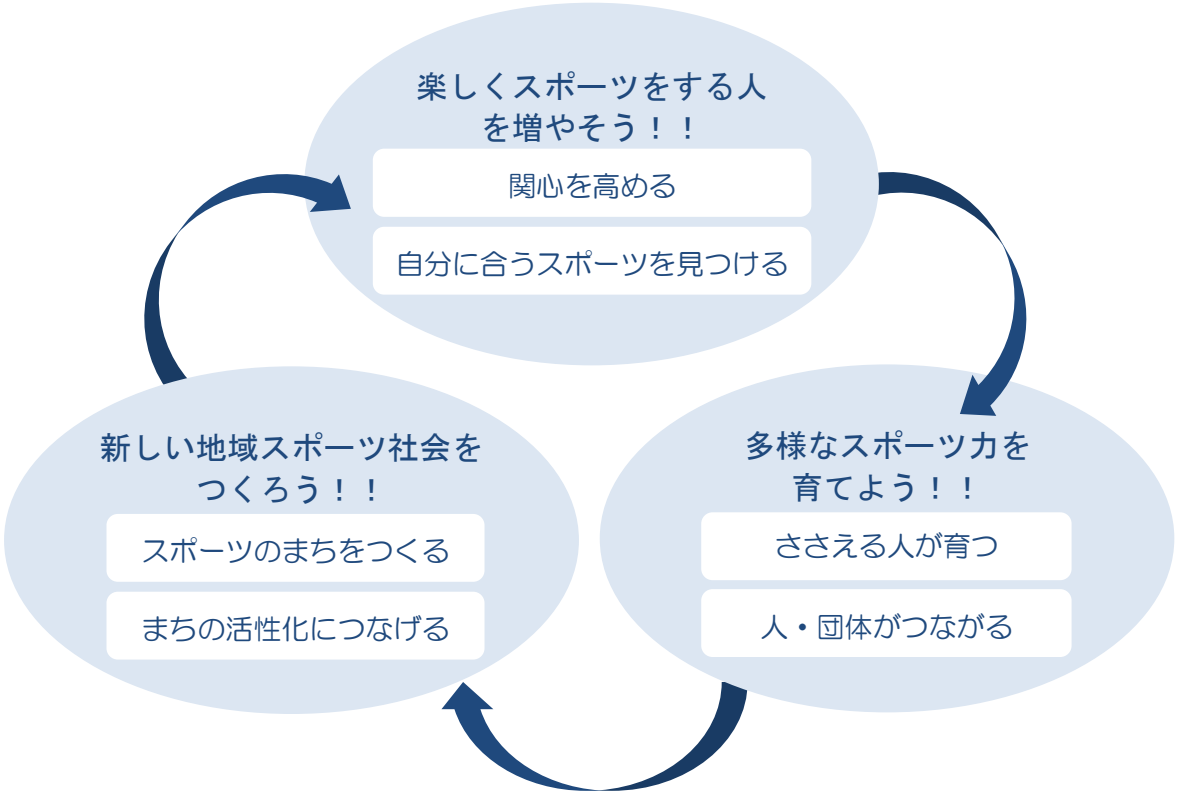

4.　計画の数値目標

本計画の遂行に際しては、その進捗の目安となる目標値を設定します。目標値はあくまでも目安であり、どこかで何らかの義務や責任が生ずるものではありません。しかしながら、目標値を設けることで、施策の進捗が計りやすいものについては設定し、その数値との遠近を追うこととします。

◆目標：成人における週 1 回以上のスポーツ実施率が 50%（2 人に 1 人）となることをめざします。（現在の実施率 38%）

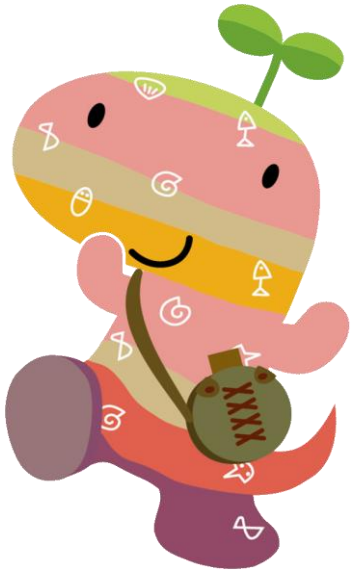

第４章　丹波市のスポーツ推進の基本的方向

1.　スポーツ推進の基本的方向

これからのスポーツ活動は、第３章に記した本計画の「目的」、「基本理念」、「基本目標」をベースとし、健康を意識し、市民一人ひとりの自主的・主体的な取り組みを尊重するとともに、市民・地域・行政が協働して推進することを基本とします。

「いつでも・だれでも・いつまでも」気軽にスポーツを楽しむことができる環境の基盤整備を図り、スポーツによる様々な世代の交流を通じた地域教育力の再生及び活力ある地域社会の形成をめざします。そのために、スポーツ環境の充実に向けた ４ つの基本施策を設定し、それぞれの枠において具体的な施策展開を図ります。

基本施策１：子どものスポーツ推進
基本施策２：地域におけるスポーツ推進
基本施策３：ユニバーサルスポーツの推進
基本施策４：スポーツに関わる連携・協働・交流等の推進

2.　スポーツ環境の充実に向けた基本施策

基本施策１：子どものスポーツ推進

子どものスポーツ推進を図るためには、幼少期から、外遊びやスポーツを楽しく行う機会を増やすことが大切です。スポーツは、他者を思いやる心や頑張る心の習得、礼儀やルール遵守などの規範意識の育成の上でも大変有意義であり、様々なスポーツを体験する機会の充実を図っていきます。

学校の体育においては、体力や運動能力の向上だけではなく、体を動かす心地よさや楽しさを実感できるよう配慮しながら、自ら進んでスポーツを実施することができる環境の整備や、発達段階に応じたスポーツの展開を図っていきます。

中学校・高等学校においては、少子化に伴う所属生徒数の減少などにより、チーム競技などにおいて活動に支障をきたしたり、顧問教員や指導員の不足により教員個人の負担が増加したりしているなどの状況にあるなか、地域や家庭、企業との連携により解決を図ります。

また、子どもの心身や情操教育に配慮した適切な指導ができるよう、指導者を育成していきます。

基本施策 2：地域におけるスポーツ推進

市民が気軽にスポーツをすることができる社会を形成するため、市民の主体的な取り組みを基本に、スポーツ推進委員、体育協会、体育振興会、スポーツクラブ 21 などの組織が、その機能を十分に発揮できるよう、「丹波市スポーツ協会(仮称)」として、相互調整と連携を図り、行政が協働する組織体制を構築します。

そのなかで、小学校区単位を基本とし、体育振興会やスポーツクラブ 21 などが連携して、様々な世代のスポーツを通じた交流を促進する組織づくりを支援します。

また、子どもから高齢者まで、ライフスタイルやライフステージに応じた健康・体力づくりに必要なスポーツを推進するとともに、市民一人ひとりが豊かなスポーツライフを実現し、「健康寿命日本一」に向け、取り組みを進めていきます。

スポーツリーダー・指導者育成においては、スポーツ推進委員による市民への実技指導やスポーツに関する指導及び助言などの活動の充実を図り、市のスポーツ推進のコーディネーターとしての役割を明確にするとともに、「安全で、正しく、楽しい」スポーツ環境を実現させるために、スポーツに関する正しい知識を持って活動をサポートする有資格指導者の育成・確保を図ります。

また、スポーツ推進に公共体育施設などの果たす役割は大きく、地域を中心としたスポーツ社会を形成するうえで、公共体育施設などを活用していくことが基本的な条件になります。こうした地域スポーツ活動の拠点となる市内体育施設は、老朽化が目立ちはじめているため、有効活用を図ることを基本とし、生涯学習施設整備方針【適正配置計画】に基づき適正な施設整備をしていきます。

学校体育施設は「安全・安心な学校施設」をめざし、地域の生涯スポーツの場として、有効活用をしていきます。

基本施策 3：ユニバーサルスポーツの推進

障がいの有無に関わらず、誰もがもてる力を発揮して元気に活動できる「ユニバーサル社会」の実現をめざし、施策を進めていきます。

体力や年齢、技術、関心、個々人の適性などに応じ、身近な地域でスポーツを楽しむことができる機会を充実します。

また、ユニバーサルスポーツの推進のためには、指導者や介助ボランティアなどスポーツ活動を支える人材や場所の確保に、市民の一層の理解と参画が求められています。イベントなどを開催し、体験を共有する機会を拡大していくことで、ユニバーサルスポーツを広めていきます。

基本施策４：スポーツに関わる連携・協働・交流等の推進

競技力向上をめざして、発達段階に応じた安全で効果的なトレーニング方法や栄養管理について支援するサポート体制を確立します。

人間の可能性の極限を追求するという側面から、自らの能力と技術の限界に挑む活動によって競技者の自己実現を図るとともに、その成果が市民に夢と感動を与えることにより、活力ある健全な社会を形成することをめざします。

スポーツは、参加者同士の交流といった仲間づくりや、市の魅力発信など、地域活性化につながっていくものとして期待されています。地域の魅力を活かしたスポーツイベントなどを開催することで、スポーツを通じた地域の活性化を図ります。

また、スポーツイベントや各スポーツ団体の活動に、だれもが参加しやすいような体制を整えるため、地域のサークル・団体の活動を支援し、市民に対し活動状況の情報提供を行います。

3.　スポーツ推進施策の体系

(1) スポーツ推進施策の体系

スポーツ推進計画の基本施策 1～4 に基づき、それぞれの基本施策ごとに具体施策を整理しながら展開するための大項目を設定し、個々の施策の具体的展開を図ります。

推進計画の基本施策と施策項目

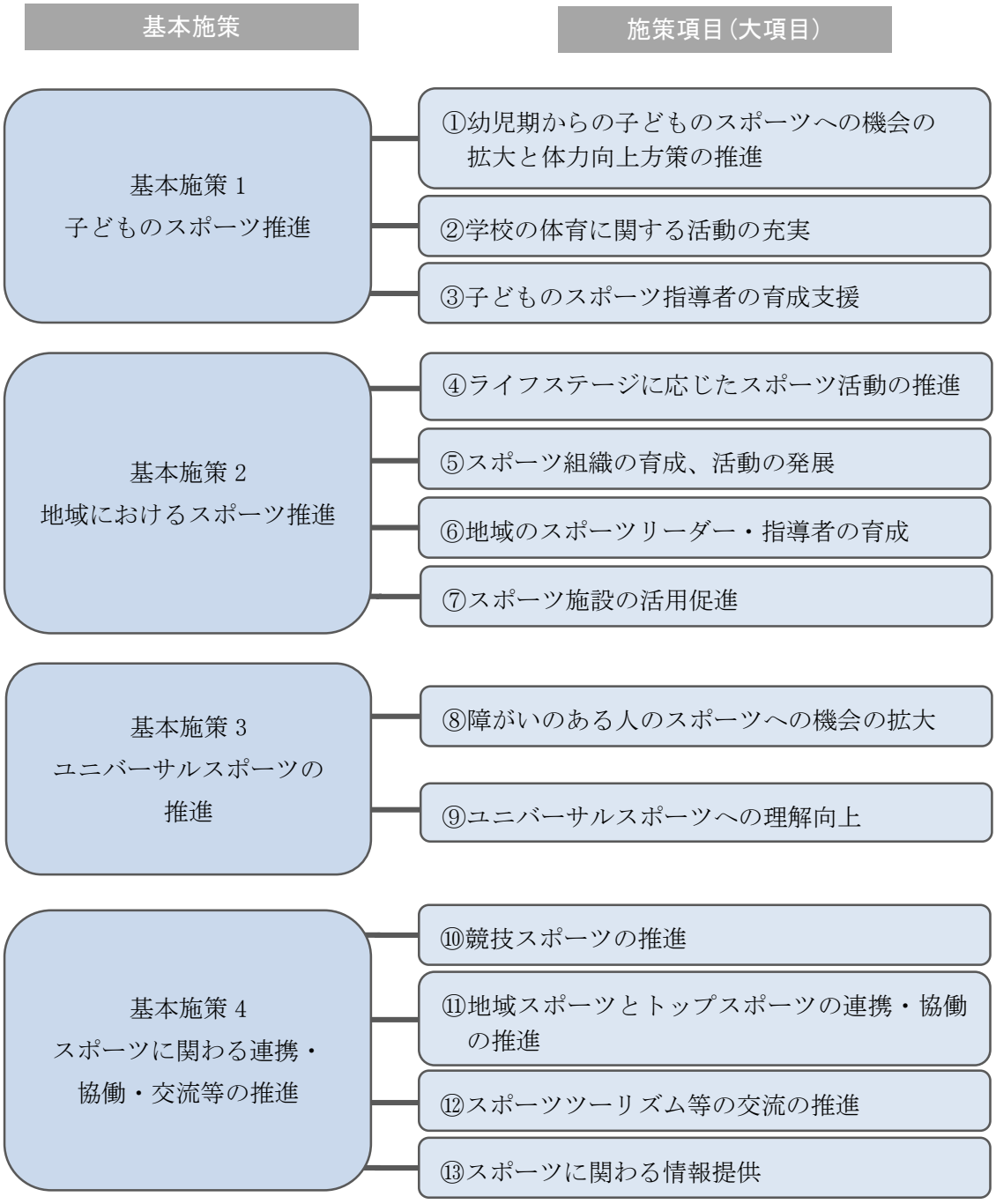

(2) 施策項目

①幼児期からの子どものスポーツへの機会の拡大と体力向上方策の推進

学校教育活動におけるスポーツだけでなく、家庭や地域と学校・園の連携により、幼児期から体を動かす楽しさを実感できるよう配慮し、身近な地域でスポーツを体験することができる環境を整え、スポーツをする子どもを増やすとともに、体力の向上を図ります。

スポーツイベントや教室、スポーツクラブ 21 などにおいて、幼児期から十分な活動ができるよう配慮します。また、障がいの有無に関わらず、全ての子どもがスポーツを体験できる機会の拡大を図ります。

（施策の例）

・学校開放事業の見直し

②学校の体育に関する活動の充実

※学校教育の体育に関する活動の充実についての内容は、「丹波の教育元気プラン　～丹波市教育振興基本計画後期基本計画～」に則って進めます。

③子どものスポーツ指導者の育成支援

子どもの心身の発達段階に応じた良識ある指導を行うなど、適切な指導を行うことができる有資格指導者の育成支援を図ります。

さらに、民間スポーツクラブとの連携により、専門的な指導者の活用を進めます。

（施策の例）

・民間スポーツクラブとの連携

・少年少女スポーツ指導者資格取得に係る支援制度の拡充

④ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

ライフステージに応じた健康づくり、体力向上の取り組みを進めるため、子どもたちが遊べる環境づくり(「遊び」の推進)を行うとともに、色々な運動・スポーツに参加できる環境(組織・プログラム)を整備します。

体験型スポーツイベント「丹波市スポーツの日」

高齢者スポーツにおいては、保健・医療・福祉機関と連携して、健康・体力づくりのために、生活習慣の見直しを図るほか、高齢者が気軽に楽しむことのできるスポーツの推進に取り組むとともに、地域での世代間交流を図ります。

また、全ての市民の健康・スポーツ活動を推進するためには、市民の興味、関心、体

力などに応じたスポーツプログラムの開発・普及が必要であり、そのために、小学校区の体育振興会、スポーツクラブ 21 による取り組みを支援します。そして、全市的な「スポーツ活動の活性化のための雰囲気づくり」として、平成 23 年に設定した「スポーツの日」の取り組みを継続するなど、市民一人ひとりが豊かなスポーツライフを実現するために、スポーツ活動に親しみ、定着化を図る取り組みを支援します。

市民が気軽に参加できる魅力あるイベントや種目別活動の推進にあたっては、市民発想の特色あるスポーツイベントとするために、地域のスポーツ関係者や民間スポーツ団体などとの連携を図り、市民への体験、学習の機会の充実を図ります。

（施策の例）

・ライフスタイル別健康・体力づくりに必要なスポーツの推進
・既存のイベントのあり方の見直し、自立運営に向けた支援
・毎年 10 月の「スポーツ推進月間」、10 月の最終日曜日の「丹波市スポーツの日」を活かした取り組みの継続

⑤スポーツ組織の育成、活動の発展

「丹波市スポーツ協会(仮称)」を設立し、スポーツ推進における、競技力向上、青少年健全育成、地域スポーツ活動などの部門を担う組織の役割を明確にし、相互調整と連携のもとに、市民のスポーツの機会提供と取り組みの継続、発展を推進します。

この協会では、障がい者スポーツ推進組織を設けるとともに、少年少女スポーツ団体における青少年健全育成の取り組みも推進します。

また、スポーツを通じて、地域コミュニティづくりを進め、地域の教育力を高めるため、地域づくり協議会と連携した地域スポーツ推進に努めます。

（施策の例）

・「丹波市スポーツ協会（仮称）」の設立に向けた準備委員会の開催
・「丹波市スポーツ協会（仮称）」の設立

⑥地域のスポーツリーダー・指導者の育成

各地域において、スポーツ指導者の役割、トレーニング論、医学的知識、地域におけるスポーツ推進などの総合的な資質を身につけ、地域活動におけるスポーツグループやサークルなどのリーダー的な存在の育成支援や発掘を図ります。

特に、スポーツ推進委員は、地域スポーツのコーディネーターの役割を担い、スポーツクラブ 21 ひょうご及び体育振興会などと連携をとり、各地域が実施する事業の指導・助言を行うとともに、ニュースポーツの普及を進めるなど、多様なプログラムの指導を行えるよう、資質の向上に努めます。

さらに、民間スポーツクラブとの連携により、専門的な指導者の活用を進めます。

（施策の例）

・民間スポーツクラブとの連携

・丹波市スポーツリーダー・スポーツ指導者育成支援制度の整備

⑦スポーツ施設の活用促進

地域スポーツ活動の拠点となるスポーツ施設については、老朽化が目立ちはじめるなか、市民がいつでも安全に安心して利用できるよう、丹波市生涯学習施設整備方針【適正配置計画】に基づく施設の統合・廃止・譲渡など適切な整理統合や、民間のノウハウを活用し、利用者へのサービスの向上、維持管理経費の削減を目的に指定管理者制度の導入を進めるなど、民間活力による市民スポーツの活性化を図ります。

また、スポーツ施設並びに学校開放事業施設の利用調整のあり方を見直し、市民が公平かつ効果的・効率的な利用ができるよう見直します。

（施策の例）

・施設利用者調整の見直し

・民間活力による市民スポーツ活性化のための指定管理者制度の導入

⑧障がいのある人のスポーツへの機会の拡大

障がいのある人のスポーツの推進においては、スポーツが生活をより豊かにするという視点に立って、生活の中で楽しむことができるスポーツ、さらに競技としてのスポーツを普及し、サークルの育成と活動支援をし、身近な地域でスポーツを楽しむことができる環境を整えます。

ふれあいスポーツの集い

身体障がいのみならず、知的障がいや精神障がいなど、障がいの種類に関わらずスポーツに参加できる機会の拡大、スポーツイベントや大会における種目の拡大を図ります。

（施策の例）

・ふれあいスポーツの集いのあり方の見直し

⑨ユニバーサルスポーツへの理解向上

一人ひとりの特性を理解し、適切な指導を行う「障がい者スポーツ指導員」の育成支援を行い、幼児から高齢者まで、スポーツの日常化が図れる指導を推進します。また、障がい者スポーツ推進委員会及びスポーツ推進委員が中心となり、障がいのある人もない人もともに活動し、楽しめるスポーツの推進への機運を高め、ユニバーサルスポーツが地域に浸透するよう取り組みます。

（施策の例）

・障がい者スポーツ指導員育成支援制度の整備

⑩競技スポーツの推進

少年少女スポーツ団体の活動が活発に進められるなか、青少年の健全育成を主眼として、勝敗にこだわりすぎて子どもを運動ぎらいにさせないようにし、子どもたちの自己実現をめざすため、指導技術の向上を目的とした指導者の養成と活用を図り、競技力向上に向けた指導体制を整えます。

全国高等学校女子硬式野球選手権大会

競技スポーツへの取り組みが、地域スポーツの活性化や市民のスポーツ活動への参加促進につながることから、学校部活動と体育協会及びその加盟団体を中心に地域や行政が連携し、競技者人口の増加、青少年の競技スポーツへの参加促進、ハイレベルな競技者の育成、優れた指導者の確保、競技者の高齢化への対応などを視野に入れた競技スポーツの普及と事業展開を支援します。

また、ドーピングの防止など、スポーツにおける公平性・公正性を守るため、倫理教育及び啓発活動を行います。

（施策の例）

・丹波市スポーツ協会（仮称）を中心にした、組織的な少年少女スポーツ指導者の資質の向上を目的とした研修制度の拡充

⑪地域スポーツとトップスポーツの連携・協働の推進

体育協会をはじめとする各種スポーツ団体や企業と連携・協力し、トップレベル選手やチームを招き、本物に触れる機会を創出することで、市民のスポーツへの興味・関心を高め、活動意欲の向上を図ります。

また、トップアスリートを含め、専門性を有する外部のスポーツ指導者を地域のスポーツクラブや学校に派遣できるよう受け入れ体制を整え、次世代のアスリートを育てていく好循環の創出を図っていくための取り組みを進めます。

（施策の例）

・丹波市スポーツ協会（仮称）の設立による産・官・学一体となったスポーツ推進の促進

⑫スポーツツーリズム等の交流の推進

丹波市三ッ塚マラソン大会

スポーツに関する新たな市の魅力をつくり出し、観光の活性化を図るスポーツツーリズムを推進していきます。

市外向けだけではなく、市民も一緒に楽しむことができる、丹波市の自然や文化を生かしたスポーツイベントや大会などを実施し、参加者同士の交流・仲間づくりや地域の活性化を図ります。また、市民が提案して実施する、そのような新しい取り組みを支援します。

（施策の例）

・既存スポーツイベントを活用したスポーツツーリズムの促進

・市民による提案・実施の事業など、新しい取り組みの創出支援（生涯学習振興補助金の活用）

⑬スポーツに関わる情報提供

市民が求めるスポーツ情報の充実を図るため、「丹波市スポーツ協会(仮称)」の設立後、行政施策、スポーツ推進団体、市民サークル、民間のスポーツクラブなどとの情報ネットワーク化を図り、市民活動やイベントなど参加促進に必要な情報基盤整備を図ります。

また、スポーツ推進団体などのホームページ開設を促進し、いつでも、だれでも容易に地域におけるスポーツ情報が入手できる取り組みを進めます。

（施策の例）

・丹波市スポーツ協会（仮称）を軸に官民一体的なスポーツ情報のネットワーク化

丹波市におけるスポーツ推進のイメージ

楽しくスポーツをする人を増やそう！！		
	主な施策の内容	該当する施策項目
関心を高める	・団体・施設等との連携によるスポーツをする場や団体の情報提供 ・スポーツに出会い、関心を高めるための啓発	①幼児期からの子どものスポーツへの機会の拡大と体力向上方策の推進 ②学校の体育に関する活動の充実
自分に合うスポーツを見つける	・年齢別・ライフスタイル別のスポーツ活動の推進 ・既存イベント等のあり方の見直し、運営支援	④ライフステージに応じたスポーツ活動の推進 ⑧障がいのある人のスポーツへの機会の拡大 ⑬スポーツに関わる情報提供
＊成人における週1回以上のスポーツ実施率が50%となることを目指します		

＜基本理念＞
スポーツを通じた　人づくり　まちづくり
～いつでも・だれでも・いつまでも　生き活き丹波をめざし～

新しい地域スポーツ社会をつくろう！！		
	主な施策の内容	該当する施策項目
スポーツのまちをつくる	・地域に根ざした活動を行う団体（体育振興会）との連携・支援 ・市民が提案して実施する事業など、新しい取り組みの創出支援（生涯学習振興補助金の活用） ・地域施設自治会広場、学校開放の活用による地域スポーツの活性化 ・丹波市スポーツ協会（仮称）の法人化による、市民と民間団体への支援や指導・助言	⑦スポーツ施設の活用促進 ⑪地域スポーツとトップスポーツの連携・協働の推進 ⑫スポーツツーリズム等の交流の推進
まちの活性化につなげる	・産、官、学の連携によるスポーツ推進 ・地域づくり、観光振興施策との連携　（スポーツツーリズムの推進）	
＊各種スポーツ団体・地域・学校・産業などと連携を取り新しい地域スポーツ社会を実現します		

多様なスポーツ力を育てよう！！		
	主な施策の内容	該当する施策項目
ささえる人が育つ	・事業、団体の自主運営支援 ・指導者、リーダーの育成	③子どものスポーツ指導者の育成支援 ⑥地域のスポーツリーダー・指導者の育成 ⑨ユニバーサルスポーツへの理解向上 ⑩競技スポーツの推進
人・団体がつながる	・スポーツをする人・団体・施設等のネットワーク化 ・スポーツの相談支援・コーディネイト機能の整備（丹波市スポーツ協会（仮称）） ⑤スポーツ組織の育成、活動の発展	
＊スポーツリーダー・指導者の育成を支援します ＊各種スポーツ関係団体の自立運営を支援します		

第５章　計画の推進方策

1.　推進体制づくり

本計画を計画的に推進していくためには、市民、地域やスポーツ関係団体、学校・園、行政などが、協働して活動すると同時に、それぞれが主体的なスポーツ推進の担い手となって取り組むことが重要です。

「丹波市スポーツ協会（仮称）」を新たに設立することで、各スポーツ推進関係団体が連携して、丹波市全体で、市民一人ひとりがライフステージやライフスタイルに応じて、スポーツが行うことができるよう地域スポーツ社会を形成していきます。

2.　市民の理解と参加の推進

市及びスポーツ関係団体は、スポーツを通じて市民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する市民の関心と理解を深めるとともに、スポーツに対する市民の参加・支援を促すように努力します。

また、本計画についても、施策を推進していくために、市民に広く周知していきます。

3.　本計画に基づく施策・事業の立案・遂行

本計画は、今後 10 年間にわたる本市のスポーツ推進の基本となるものです。実際のスポーツ推進は個々の施策によりますが、その企画、立案、遂行に際しては、本計画をベースにすることが求められます。

理念の具現化に向けて、目的を共有し合い、4 つの基本施策を推進していくための事業の展開が求められます。

行政や市民など関係者それぞれの位置による、年度ごとのスポーツ施策の企画、立案、遂行に際しては、本計画に立ち返る意識の啓発も必要です。

4.　本計画の推進状況の検証と計画の見直し

本計画は今後、本市のあらゆるスポーツ推進の局面で活かされていくことが望まれますが、10 年という長きにわたってスポーツ推進の展開を図っていくためには、本計画の検証を行い、検証結果に基づく改善を継続的に進めていく必要があります。

年々変化の度合いを早める社会経済潮流、高齢社会の進展、行財政事情の変化など、計画策定時の予想を覆す事態が生じ、スポーツ推進に影響を与えることも考えられます。また、実際のスポーツ施策の企画、立案、遂行に際して、本計画がしっかり反映されているかどうか、見極めていくことも大切です。

そこで、本市では、「丹波市スポーツ推進審議会」を開催し、定期的に計画の進捗状況を検証し、必要に応じて見直しを行っていきます。

参考資料

１．丹波市スポーツ推計画の策定経過

年　月　日	項　　目	内　　容
平成 26 年 ６月 20 日（金）	平成 26 年度 第１回審議会	○諮問 ○スポーツ推進における現状と課題 ○スポーツ振興基本計画の検証
７月 24 日（木）	第２回審議会	○スポーツ推進計画骨子について ○スポーツ推進計画アンケートについて
８月 11 日（月）	第３回審議会	○スポーツ推進計画アンケートについて ○委員研修（グループワーク） ・丹波市スポーツの良いところ・気になるところ
平成 27 年 １月９日（金） ～30 日（金）	アンケート調査	○丹波市在住の 20 歳以上の男女 2,000 名 （無作為抽出） ○回収数 903 名、回収率 45.2%
１月 29 日（木）	第４回審議会	○スポーツ推進計画策定スケジュールについて
５月 27 日（水）	平成 27 年度 第１回審議会	○スポーツ推進計画策定に係るアンケート調査結果について ○スポーツ推進計画（素案）の検討
６月 29 日（月）	第２回審議会	○スポーツ推進計画（素案）の検討
８月１９日（水）	第３回審議会	○スポーツ推進計画（素案）の検討 ○パブリックコメントの実施について
９月１日（火） ～３０日（水）	パブリック コメントの実施	○市民意見（パブリックコメント）の募集
１１月４日（水）	第４回審議会	○パブリックコメントの回答（案）について ○スポーツ推進計画の答申（案）について
１１月１２日（木）	答申	○スポーツ推進計画について

2. 丹波市スポーツ推進審議会条例

○丹波市スポーツ推進審議会条例

平成16年11月１日条例第93号
改正　平成23年２月９日条例第３号
平成23年９月29日条例第43号
平成25年12月24日条例第48号

（設置）

第１条　スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、丹波市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、法第35条に規定するもののほか、次に掲げるスポーツに関する事項について市長の諮問に応じて、調査審議し、答申するものとする。

（１）　施設及び設備の整備に関すること。

（２）　指導者の養成及びその資質の向上に関すること。

（３）　事業の実施及び奨励に関すること。

（４）　関係団体の育成に関すること。

（５）　技術水準の向上及び事故の防止に関すること。

（６）　前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

２　審議会は、市長に建議することができる。

（組織）

第３条　審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15人以内とする。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（１）　公募による市民

（２）　市内スポーツ関係団体の代表

（３）　市内小・中学校教職員の代表

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員の再任は妨げないものとする。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

５　会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。ただし、再任を妨げない。

（会議）

第６条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

４　議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、まちづくり部において処理する。

（その他）

第８条　この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成16年11月１日から施行する。

（特例措置）

２　第４条の規定にかかわらず、最初の委員の任期は、平成17年度末までとする。

附　則（平成23年２月９日条例第３号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成23年４月１日から施行する。

（丹波市立文化ホール条例等の一部改正に伴う経過措置）

７　この条例の施行の際、附則第２項から前項までの規定による改正前の丹波市立文化ホール条例、丹波市スポーツ振興審議会条例、丹波市立体育施設条例、丹波市立九の尾ふれあい広場条例及び丹波市立谷川パターゴルフ場条例（以下これらの条例を「改正前の条例」という。）の規定により、教育委員会が行った処分その他の行為で現に効力を有するもの並びに改正前の条例の規定により教育委員会に対して行われた申請その他の行為でこの条例の施行の日以後に処理されることとなるものは、それぞれ附則第２項から前項までの規定による改正後の丹波市立文化ホール条例、丹波市スポーツ振興審議会条例、丹波市立スポーツ施設条例、丹波市立九の尾ふれあい広場条例及び丹波市立谷川パターゴルフ場条例（以下これらの条例を「改正後の条例」という。）の相当規定により市長が行った処分その他の行為並びに改正後の条例の相当規定により市長に対して行われた申請その他の行為とみなす。

附　則（平成23年９月29日条例第43号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（丹波市スポーツ振興審議会条例の一部改正に伴う経過措置）

２　この条例の施行の際現に第１条の規定による改正前の丹波市スポーツ振興審議会条例の規定により委嘱されている丹波市スポーツ振興審議会の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、第１条の規定による改正後の丹波市スポーツ推進審議会条例の規定により委嘱された丹波市スポーツ推進審議会の委員とみなす。

附　則（平成25年12月24日条例第48号）

（施行期日）

１　この条例は、平成26年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　改正後の丹波市スポーツ推進審議会条例第３条第２項第１号に規定する公募の方法による委員の選任に関し必要な手続きは、この条例の施行前においても行うことができる。

3.　丹波市スポーツ推進審議会委員名簿

○丹波市スポーツ推進審議会委員

No.	氏　　名	選　出　区　分	備　考
1	篠倉　義弘	公募による市民	
2	中村　健治	〃	
3	竹内　吉崇	〃	
4	酒井　美孝	丹波市体育協会	会　長
5	山内　佳子	丹波市少年少女ｽﾎﾟｰﾂ団体連絡協議会	
6	堂本　喜代和	ｽﾎﾟｰﾂｸﾗﾌﾞ 21 ひょうご丹波市連絡協議会	
7	中川　優一	ひょうご障害者ｽﾎﾟｰﾂ指導者協議会丹波地区	
8	髙橋　典子	丹波市ｽﾎﾟｰﾂ推進委員	副会長
9	大下　　亨	市島体育振興会	
10	奥田　通子	丹波市社会福祉協議会	
11	足立　はるみ	丹波市観光協会	
12	吉見　直人	丹波市保育協会	
13	舟川　邦広	中学校教職員	
14	深田　東磨	小学校教職員	
15	松原　靖代	小学校教職員（養護）	

○指導・助言

役　　職	氏　名	分　野
兵庫教育大学大学院准教授	森田　啓之	スポーツ健康系教育分野

4. 諮　問

○　諮問書

諮問第５号

丹波市スポーツ推進審議会

丹波市スポーツ推進計画について（諮問）

丹波市では、健康寿命日本一宣言のもと市民一人ひとりが生涯にわたって心身ともに健康で元気に暮らすため、市民のスポーツに対する意識を喚起することを目的に、平成21年度に『丹波市スポーツ振興基本計画』を策定し『スポーツを通じた　人づくり　まちづくり　～いつでも・だれでも・いつまでも　生き活き丹波をめざして～　』の基本理念のもと市民がスポーツを楽しむ社会形成・市民がスポーツ振興に主体的に取り組むことができる環境づくりに取り組み、市のスポーツ施策推進の基本としてきました。

一方国では、平成23年８月に丹波市スポーツ振興基本計画策定の基となった『スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）』が、東京オリンピック・パラリンピックの誘致を視野に入れ、日本のスポーツにおける国際的地位の向上を目指し、制定から50年の年月を経てその全部が改正され、新たに『スポーツ基本法（平成23年法律第78号）』が制定されるという大きな改革が行われました。

『スポーツ基本法』の前文では、日本人選手の活躍が国民の誇りと喜び、夢と希望を与え日本に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものであるため、スポーツ立国を実現し国家戦力としてスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本法律を制定すると記され、条文には新たに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにし、スポーツに関する施策の基本となる事項を定められました。

そして、新法に基づき、平成24年３月には国の『スポーツ基本計画』が、さらに平成24年12月には『兵庫県スポーツ推進計画』が策定され具体的なスポーツ推進の方向性が示されました。

丹波市としましても、策定から５年が経過した『丹波市スポーツ振興基本計画』について、法改正や法改正に伴うスポーツ社会の変化、さらには計画の進捗状況を踏まえ、丹波市の新たなスポーツ推進施策やその方向性を示すため、スポーツ基本法第10条に定められた『丹波市スポーツ推進計画』を策定することといたしました。

よって、丹波市スポーツ推進審議会条例（平成16年丹波市条例第93号）第２条の規定に基づき諮問します。

平成26年６月20日

丹波市長　　辻　重五郎

5. 答　申

○ 答申書

平成 27 年 11 月 12 日

丹波市長　辻　重五郎　様

丹波市スポーツ推進審議会

会 長　酒井美孝

丹波市スポーツ推進計画について（答申）

平成 26 年６月 20 日付諮問第５号で諮問のあった標記のことについて、平成 22 年 2 月に丹波市のスポーツ推進の方向性を示す『丹波市スポーツ振興基本計画』を策定しましたが、平成 23 年８月にはスポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 条）が制定され、これを基に国及び県の新たなスポーツ推進の方向性を示すスポーツ推進計画が策定されました。

また、2020 年東京オリンピック・パラリンピック、関西ワールドマスターズゲーム 2021 の開催が決定されるなどの大きな社会潮流の変化があり、さらに丹波市のスポーツ推進の基本的な方向性を示してきた『丹波市スポーツ振興基本計画』も、策定から６年が経過しました。

本審議会は、これまでの『丹波市スポーツ振興基本計画』に基づく取り組みの検証と審議を行なった結果、新たな丹波市のスポーツ推進の方向性を示す『丹波市スポーツ推進計画（案）』を別添のとおり取りまとめました。

つきましては、丹波市スポーツ推進審議会条例（平成 16 年丹波市条例第 93 号）第 2 条の規定により答申します。

丹(まごころ)の里

丹波市

丹波市スポーツ推進計画
発行：丹波市まちづくり部 文化・スポーツ課
平成 27 年 12 月
〒669-4192　丹波市春日町黒井 496-2
TEL 0795-88-5057　FAX 0795-74-2855